

取引適正化に向けた取組みについて

平成31年4月

経済産業省製造産業局自動車課

1.「未来志向型の取引慣行に向けて」世耕プラン

経済産業省として取り組む今後の政策パッケージ（平成28年9月15日）

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策（平成28年12月14日運用強化）
下請法の運用強化 （運用基準改正）	➤ 違反の事例75事例を追加。 計141事例 に。
適正取引、付加価値向上の促進 （振興基準改正） *下請中小企業振興法	➤ 親事業者は、 合理的な原価低減要請 や 労務費上昇分への考慮 に努める。 ➤ 型の管理の適正化に向けて、 親事業者の事情による場合は親事業者が費用を負担 。
下請代金の支払条件の改善 （通達、振興基準の見直し）	➤ 可能な限り現金払い に。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティスを追加**する。【全17業種において改訂・策定済み】

2.自主行動計画フォローアップ調査概要

- 各業界におけるサプライチェーン全体での「取引適正化」や「付加価値向上」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在、12業種30団体にて策定済。
- 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- 策定団体のうち、経済産業省所管の8業種26団体が9月～11月にフォローアップ調査を実施。
※その他の4業種（警備、放送、トラック運送、建設）は、来年1月以降にフォローアップ調査を実施予定。

＜平成29年3月までに策定した21団体＞

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維	日本繊維産業連盟等 計2団体
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA）等 計4団体
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業※国交省より要請	日本建設業連合会

+

＜平成30年1月以降、新たに策定した9団体＞

業種	団体名
機械製造業	産業機械 日本産業機械工業会
	工作機械 日本工作機械工業会
流通業	日本スーパーマーケット協会 新日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会
警備業※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会

3. 回答状況

- 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業の合計7,065社に対して、回答社2,416社。**回答率34%**。
(昨年度実績：調査対象社数6,898社、回答社数1,752社、回答率25%)

1. 業種

業種	発送（社）数	回答（社）数	回答割合（%）
自動車	14社	14社	100%
自動車部品	338社	189社	56%
素形材	1,834社	847社	46%
建設機械	65社	32社	49%
繊維	3,182社	887社	28%
電機・情報通信機器	486社	163社	34%
情報サービス・ソフトウェア	510社	87社	17%
産業機械	82社	50社	61%
工作機械	103社	50社	49%
小売	451社	97社	22%
合計	7,065社	2,416社	34%

2. 取引階層

取引階層	発注側	受注側
メーカー	335社	193社
一次下請	846社	966社
二次下請	254社	508社
三次下請以下	71社	157社

※複数回答等があるため、左記（1. 業種）の回答合計とは一致しない。

3. 企業規模

取引階層	発注側	受注側
大企業	524社	418社
中小企業	735社	1,362社

※複数回答等があるため、左記（1. 業種）の回答合計とは一致しない。

4-①. 調査結果の概要（全体）

【ポイント】

- 世耕プラン重点3課題（①原価低減要請、②型管理、③支払条件）について、
○：「原価低減要請（受注側）」「下請代金の現金払い（発注・受注側）」は改善。
×：「型管理の適正化（受注側）」は改善の動きが鈍い。

※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。

（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）

＜世耕プラン重点三課題改善割合＞

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度
①不合理な原価低減要請を行わない／受けていない （※「実施済」と答えた企業の割合）	発注	81%	81%
	受注	40%	51%（↗）
②－1 型管理の適正化（※1） 型の返却・廃棄の促進 （※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%
	受注	23%	15%（↘）
②－2 型管理の適正化（※1） 型の保管費用の発注側負担 （※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%（↗）
	受注	17%	13%（↘）
③－1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%（↗）
	受注	26%	28%（↗）
③－2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13%（↘）
	受注	10%	12%（↗）

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計から除外。

4-② 調査結果の概要（業種別・その他）

- 自動車、建設機械は重点三課題全てが改善。
- 業界間での進捗の度合いに差が生じてきており、業界ごとの課題も明らかになってきた。
- 取引対価へのコストの反映状況について、発注側と受注側での認識のずれは、昨年と比較して改善しているものの、依然3割以上の差がある。

① 業界別

- **自動車、建設機械**では、全ての項目で改善が進む。特に建設機械の発注側では、下請代金の現金払いが、約1割から約5割になり、大幅に改善。
- **「原価低減要請の改善」**は、**ソフトウェア**の発注・受注ともに、9割以上が改善。一方で、**自動車部品、電機・情報通信機器**は、発注・受注間で3割以上の差があり、認識のずれがある。
- **「支払条件」**は、**産業機械、工作機械**では発注・受注ともに、「50%以上手形を使用している」企業が、他業種と比較して高い状況。（発注・受注ともに全体で5割以上）
- **「型管理の適正化」**は、特に素形材の受注側の動きが鈍い。
（型の返却・廃棄の促進について、一部実施を含め、昨年の48%から45%に微減）

② 自主行動計画の周知・浸透状況

- 発注側は全業種で着実に浸透（平均7割）。
- 受注側は自動車部品、素形材、繊維で微減（平均5割）。

③ 取引対価へのコストの反映状況（労務費・原材料価格・エネルギー価格）

	労務費		原材料価格		エネルギー価格	
	概ね反映できた		概ね反映できた		概ね反映できた	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
発注側	53%	57%	77%	69%	56%	55%
受注側	12%	20%	35%	36%	13%	21%
差分	41%	37%	42%	33%	43%	34%

5. 下請Gメンヒアリング調査概要

- 今年4月から10月までの3,012件の下請中小企業ヒアリング結果を集計。
(※累計6,043件(平成29年1月以降))
- 自主行動計画等の取組の認知度は3割程度と低い状況。
- 全体の傾向として、支払条件は着実に改善。一方、型管理の適正化の取組が課題。

① 自主行動計画等の周知・浸透状況

- **認知度**は3割程度に留まっている。
(下請法の認知度が9割以上)

<自主行動計画または運用基準改正いずれかの周知状況>

	全体	ティア1	ティア2	ティア3	ティア4以下
知っている	30%	30%	30%	32%	18%
知らない	70%	70%	70%	68%	82%

② 業況及び取引対価のコストについて

- 「原材料価格」や「人件費」については、増加傾向と回答した企業が8割以上と極めて高い。

③ 世耕プラン重点三課題の改善状況

- **改善事例数の割合**は多くの業種で上昇。全体で昨年の3割から4割へと上昇。
- 「**支払条件**」は改善傾向。一方、「**型管理**」については、取組の動きが鈍く改善が必要。

<改善事例数の割合>

④ 業界別

- **自動車**や**建設機械**の「**支払条件**」は改善。
- **繊維**は、具体的改善事例が少なく、依然として歩引きも存在。
- 金型製造代金の分割払いなど、業界特有の問題のある商慣行が依然存在。

分類別	H29.1～H30.3 (3,031件)	H30.4～10 (3,012件)
価格交渉関連	7%	9%
支払条件関連	17%	23%
金型関連	17%	16%
全体	32%	42%

6. 下請中小企業振興法「振興基準」の平成30年12月改正概要について

- 下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、「振興基準※1」を改正※2（平成30年12月28日付け「経済産業省告示第258号」）。

事項		課題	改正内容
①	大企業間の支払方法	大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底。	→ - 親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。 - 大企業が率先して、大企業間取引における手形払いの現金化などの支払条件の見直しなどを進める。
②	型代金の支払	型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。	→ - 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を60日以内に支払う。 - 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。
③	「働き方改革」への対応	適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。	→ - 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。 - やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。
④	「事業承継」への対応	廃業等によりサプライチェーン全体の機能維持が困難になる恐れ。	→ 親事業者は事業承継の円滑化に向けて、経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう、積極的な役割を果たすこと。
⑤	「天災等」への対応	天災等に関する事前及び事後の対策が未整備。	→ - 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。 - 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準

※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮

(参考) 下請中小企業振興法について

(1) 基本的性格

下請中小企業振興法は、**下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準においてあるべき取引の在り方を示す等**、下請事業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにするために必要な措置を講じ、その振興を図るもの。

したがって、同じく下請事業者を対象にした下請法が指導・規制法規であるのに対し、**下請中小企業振興法は下請中小企業の支援法としての性格を有する法律である。**

(2) 概要

- ① **下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定とそれに定める事項についての指導及び助言**
- ② 下請事業者の組織する事業協同組合等がその親事業者の協力を得ながら作成し、推進する振興事業計画制度（本制度に基づく計画が適当である旨の承認を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている）
- ③ 2以上の特定下請事業者が、有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、特定の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る特定下請連携事業計画制度（この制度に基づく計画が適当である旨の認定を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている）
- ④ 下請中小企業と親事業者との取引円滑化のための下請企業振興協会の業務の充実・強化（下請企業振興協会の主な業務）
 - ・ 下請取引のあっせんを行うこと。
 - ・ 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと。
 - ・ 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

(3) 法の適用範囲

下請中小企業振興法では、

「親事業者」を、**資本金、出資金（個人の場合は従業員数）**が自己より小さい中小企業者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものと定義し、

「下請事業者」を、**資本金、出資金（個人の場合は従業員数）**が自己より大きいものから委託を受けて、次の各号のいずれかに掲げる行為を業として行う中小企業者と定義している。

- 一. 製品製造等（法第2条第2項第1号）
- 二. 製品製造設備等の製造又は修理（法第2条第2項第2号）
- 三. 製品の修理等（法第2条第2項第3号）
- 四. 情報成果物（プログラム、映画・放送番組等）の作成等（法第2条第2項第4号）
- 五. 役務の提供等（法第2条第2項第5号）

7. 下請中小企業振興法「振興基準」の反映状況

- 下請中小企業振興法「振興基準」の昨年12月の改正を受けて、本年1月に「自動車産業適正取引ガイドライン（下請ガイドライン）」、本年3月に「日本自動車工業会自主行動」及び「日本自動車部品工業会自主行動」を改訂。

＜自工会及び部工会で2019年2～3月に全国各地でセミナーを開催＞

自動車産業適正取引ガイドライン・下請法セミナー【実務編】

自動車産業適正取引ガイドライン・ 下請法セミナー【実務編】

—自動車産業の適正取引化に向けて—

日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会では、経済産業省のご協力のもと、自動車産業における取引の適正化に向けた活動の一環として、「自動車産業適正取引ガイドライン・下請法セミナー【実務編】」を開催いたします。

本セミナーでは、自動車産業関連の事業者の皆様を対象に、発注者側及び受注者側の視点から、取引の実務における下請法の留意点ならびに自動車産業適正取引ガイドライン（2019年1月改訂）の内容・活用方法等について、分かりやすくポイントを絞った説明をいたします。

ご多忙のこととは存じますが、部品・素形材等の取引に携わっておられるご担当者様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

内 容：自動車産業適正取引ガイドライン・下請法セミナー 【実務編】

講 師：経済産業省 製造産業局 自動車課 担当官
のぞみ総合法律事務所 弁護士 大東 泰雄

日 程：2019年2月～3月

会 場：全国9箇所（群馬、東京、静岡、岩手、大阪、名古屋、岡山、広島、熊本）で開催します。
※詳細は、次頁を参照ください。

参加費：無料

申込方法：日本自動車部品工業会 HPより、お申し込みください。

<http://www.japia.or.jp/index.html>

※お申込みの締切は各会場とも開催日の1週間前とさせていただきます。
※先着順の為、定員になり次第、締切とさせていただきます。予めご了承ください。



【お問合わせ】

担 当：一般社団法人 日本自動車部品工業会 業務部 河野、持丸
TEL：03-3445-4214 kouno@japia.or.jp , mochimaru@japia.or.jp

1. 開催日程・会場 ※各会場とも開始時刻の15分前より受付を行います。

会 場	日 時・場 所	定 員	申 込 メ 切
群 馬 (太田)	2月19日(火) 13:30～16:15 テクノプラザおた 5F 研修室4 [太田市本町29-1] ※車で来場の方は、立体駐車場2階3階をご利用ください。施設内の他のスペースはご利用できません。 また、駐車スペースには限りがありますので、満車の場合はご容赦ください。 http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0080-005sankai-kougyo-it-plaza-ota/	95	2/12
東 京	2月26日(火) ①10:00～12:45 ②14:00～16:45 フクラシア浜松町 B+C [港区浜松町1-22-5 KDX浜松町センタービル6F] https://fukuracia.jp/hamamatsucho/access/	各150	2/19
静 岡 (浜松)	3月6日(水) 14:00～16:45 アクティシティ浜松 コングレンスセンター4F 41会議室 [浜松市中区板屋町111-1] http://www.actcity.jp/about/pdf/accessmap.pdf	150	2/27
岩 手 (北上)	3月8日(金) 13:30～16:15 北上オフィスプラザ セミナールーム [岩手県北上市相去町山田2-18] https://kop.jp/op/access.html ※後援:岩手県	100	3/1
大 阪	3月12日(火) 14:00～16:45 TAC梅田校 4F 402教室 [大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル] http://www.tac-school.co.jp/tacmap/umeda.html	120	3/5
名 古 屋	3月13日(水) ①9:45～12:30 ②13:45～16:30 ウインク愛知 10F 1001会議室 [名古屋市市中区名駅4-4-38] http://www.winc-aichi.jp/access/	各160	3/6
岡 山	3月18日(月) 13:30～16:15 ピュアリティまきび 3F 橋 [岡山市北区下石井2-6-41] http://www.makibi.jp/map.htm	80	3/11
広 島	3月19日(火) 13:30～16:15 広島情報プラザ B2F 多目的ホール [広島市中区千田町3-7-47] https://www.hiwave.or.jp/purpose1/plaza/access/	150	3/12
熊 本	3月28日(木) 13:30～16:15 熊本市国際交流会館 4階 第3会議室 [熊本市中央区花畑町4-18] http://www.kumamoto-f.or.jp/kcic/access/access.asp	80	3/21

2. プログラム

①自動車産業適正取引ガイドラインの改訂について（30分）

【講師】経済産業省 製造産業局 自動車課 担当官

②下請法の実務について（120分）※10分間の休憩を含む

【講師】のぞみ総合法律事務所 弁護士 大東 泰雄

③質疑応答（10分）

主催：（一社）日本自動車工業会、（一社）日本自動車部品工業会

8. 取引適正化のPDCAサイクルについて

- 下請中小企業の取引条件改善に当たっては、**サプライチェーン全体で改善に係る取組の浸透**を図ることが重要。
- そのためには、取引実態を把握を踏まえた**官民連携によるPDCAサイクルの着実な実施**が有効。

